

厚生労働省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)
	区分	分野								
99	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	「子ども・子育て支援交付金」の運用の改善	本交付金のうち、地域子育て支援拠点事業について、対象となるための要件(開設時間・日数)が地域のニーズや実態に応じたものとなっておらず、交付金の活用が困難となっているため、事業内容について地域性を考慮するなどして、柔軟な運用を行うこと。	地域子育て支援拠点事業では、開設時間や日数の制限(週3日以上、かつ1日5時間以上開設すること)があるが、子どもの数が少ない地域では、事業そのものを要望している利用者がいるにも関わらず、事業実施を見送る市町村があり、地域の子育て支援機能を充実させるに当たり支障となっている。 ※現状、秋田県では、開設はしているが、補助要件である専任の者を配置することができないなど、国の補助要件を満たせず交付金申請を見送っている拠点が1か所ある。なお、国の交付金の要件に満たない事業に対しては、「週2日以上、かつ1日3時間以上開設すること」を要件に県単独で補助事業を実施しているが、3年間の時限的な補助制度のため、現在の補助要件では、今後の安定した事業運営と新たな拠点開設が困難になる可能性がある。	本交付金を活用できなかった拠点事業が本交付金の対象となることで継続的かつ安定的に運営できるとともに、新たな拠点の整備も進むことが期待され、地域の子育て支援機能の充実を図ることができる。また、子育てしやすい環境の整備や社会全体で子育ての安心感を支えていく仕組みづくりなどの実現により、人口減の抑制を図ることができる。	子ども・子育て支援交付金交付要綱、地域子育て支援拠点事業実施要綱	内閣府、厚生労働省	秋田県、男鹿市、湯沢市、仙北市、小坂町、上小阿仁村、五城目町、羽後町、東成瀬村	
161	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	在宅福祉事業費補助金における補助対象老人クラブの会員数の基準緩和	在宅福祉事業費補助金における補助対象老人クラブ(老人クラブ等事業運営要綱)においておむね30人以上と規定の会員数の基準緩和	老人クラブに対しては、現在、見守り事業など、地域での取り組みに対して補助を行っているが、補助金がなくなることにより、活動資金が不足し活動が継続出来なくなるクラブが発生する可能性があり、補助金要件を満たせなくなるまで会員が減ったクラブは、会員数減により解散することになり、地域活動の衰退につながる。一旦活動が止まると再活動するには労力や費用がかかることから解散を食い止める取り組みが重要である。	補助対象会員数の下限を緩和することにより、解散する老人クラブが減少し、地域の見守り等活動が継続できるとともに、今後取り組みを進めるフレイル予防など新たな施策も展開しやすくなる。そのため、介護予防・フレイル予防効果が期待できるとともに、住民の地域活動への意欲向上に資することとなる。また、新規結成のハードルは下がるため、新たなクラブが結成される可能性が高まることになる。	「在宅福祉事業費補助金の国庫補助について」(H4.3.2 厚生省発老第19号 厚生事務次官通知) 「老人クラブ活動等事業の実施について」(H13.10.1老発第390号厚生労働省老健局長通知)	厚生労働省	神戸市	

管理番号	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)
	団体名	支障事例	
99	横浜市、山梨県、宮崎県、沖縄県	<p>○地域子育て支援拠点事業の基準が緩和されることで、地域の実情や利用者ニーズに沿った多種多様な柔軟な事業展開が期待でき、子育て支援事業の充実につながるものとする。</p> <p>○私立幼稚園で実施している事業においては、専任従事者の配置を求めず、週3日以上1日2時間以上の実施としているため、市単独の補助事業として実施しています。そのため、実施要件の緩和により「子ども・子育て支援交付金」の対象となれば、既存園の実施内容の充実や、新規実施園の拡大が見込まれます。</p>	<p>地域子育て支援拠点事業は、子育てが孤立化することによる不安感の解消等の観点から、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供するものである。</p> <p>そこで、地域子育て支援拠点事業の一般型については、親一人で子育てしている時間帯が多いと考えられる平日について、少なくともその半数以上である3日以上開催すること、かつ、親子が利用しやすいと考えられる昼間の時間帯を想定し、少なくとも1時間以上開催することを補助の要件としており、これを満たさない場合は地域子育て支援拠点事業の趣旨に適合しないと考えられることから、本提案に対応することは困難である。</p>
161	旭川市、仙台市、秋田市、米沢市、福島県、石岡市、埼玉県、千葉市、横浜市、川崎市、平塚市、藤沢市、名古屋市長、春日井市、稲沢市、田原市、京都市、芦屋市、伊丹市、徳島市、熊本県、大分県、宮崎県、沖縄県	<p>○老人クラブの会員数は年々減少しており、補助対象の基準となる30人を下回るクラブが増加している。活動は行っているが補助金を受給することが出来ないクラブが今後も増加することが見込まれる。 (30人未満の単位クラブ数) 平成29年度 4クラブ 平成30年度 9クラブ</p> <p>○老人クラブについては、現在、会員が減少傾向にあり、会員数が補助金要件(おおむね30人以上)を満たせず補助金の交付を辞退するクラブが発生している。補助金がなくなったクラブは、活動資金の不足により、活動の継続が困難となる可能性もある。会員数減でクラブ活動が停止した場合、再始動には多大な労力や費用がかかるため、高齢者の社会参加を促進するためにも、少人数の老人クラブの活動を支援を行うことが必要である。</p> <p>○老人クラブが全国的に減少傾向にある中で、本市においても体休、解散などにより、クラブや会員数は若干の減少傾向にある。そのような中で、既存クラブが活動を継続できるよう、また、新たなクラブの結成を促すことを目的として、平成28年4月から市単独で30人未満の老人クラブへの活動に対して補助を行っている。(29年度補助実績8団体)</p> <p>○老人クラブに対しては、現在、見守り事業など、地域での取り組みに対して補助を行っているが、補助金がなくなることで、活動資金が不足し活動が継続出来ないクラブが発生する可能性があり、補助金要件を満たさないままに会員が減ったクラブは、会員数減により解散することになり、地域活動の衰退につながる。一旦活動が止まると再活動するには労力や費用がかかることから解散を食い止める取り組みが重要である。</p> <p>○単位老人クラブを結成したい旨の相談があるが、補助対象会員数が高いハードルとなっている。高齢化により解散する単位老人クラブが増加していることともに新規結成クラブも減少していることから、単位老人クラブの会員数の基準緩和により、地域活動の活性化が期待できる。</p> <p>○平成30年度の本市の単位老人クラブ数は、平成29年度から約3割が減少し、クラブの会員数も約1200人の減少している。地域によっては、要綱に定められた規定数のクラブ会員を集められない等の理由により、補助金を受けることができず、クラブ活動そのものを断念せざるを得ない状況である。</p> <p>老人クラブでは、高齢者自らの生きがいを高め、健康づくりやボランティア活動をはじめとした地域を豊かにする活動を行っており、会員数、クラブ数の減少は、そういった地域の自主的な活動の衰退につながるから、制度改正は必要と考えられる。</p> <p>○本市においてもシニアクラブ(老人クラブ)に対する補助金は、「老人クラブ等事業運営要綱」のおおむね30人以上を準用して支給している。そのため、会員数が30人を下回るクラブについては、原則補助対象とされていない。本市のシニアクラブの会員数は増加傾向にあり、会員が30人を超えて戻った場合、補助金がなくなり活動資金が不足するため、活動の継続が難しくなる。</p> <p>○当市も同様に補助金交付要件から外れる会員30名未満のクラブは解散せざるを得ない状況に追い込まれ、地域活動の衰退につながる。なお、一旦活動が止まると再活動するには多大な労力が必要となることから解散を食い止める取り組みが重要である。</p> <p>○本市においても老人クラブ数及び会員数の減少傾向にあり、その問題は深刻化している。そのため、本市では会員数が基準を満たさない規模のクラブの活動費についても独自の補助を行い解散を要請しているところである。しかしながら、当時の財政状況が悪化し、財政の確保に苦慮している問題もある。在宅福祉事業補助金における補助対象の基準が緩和されれば、解散負担の軽減が図られ、いいては、老人クラブ活動に対し、充実した支援を行うことができる。高齢者の生きがいと社会参加を促進するうえで、地域に密着した老人クラブの存在は重要であり、活動を支援する必要性は高いと考える。</p> <p>○本市においても、シニアクラブの会員数は減少しており、クラブの活性化及び新規会員の増進を図るため、平成29年11月にシニアクラブフェスティバルを開催した。</p> <p>○30人以下のシニアクラブにおいても、新規入会がない場合に苦しいながらも地域貢献活動を行っていることから、補助金の人数緩和をお願いしたい。</p> <p>○本市では平成30年3月に策定した高齢者福祉計画(介護保険事業計画(第7期))において健康増進と介護予防の充実を重点施策の一つとして掲げている。当該計画では、老人クラブの活動支援を市の事業として位置付け、高齢者に対して外出の促進を図り、健康増進と介護予防の充実につなげていくために、国の補助要綱に基づく補助金交付や事業の共催などで老人クラブの活動を支援することとしている。しかしながら、活動主体となる老人クラブが30人という補助要件を満たさず解散する事例が年々増加しており、今後、解散する団体が更に増えれば、本市の介護予防等の施策進捗に影響が出るという懸念される。要件を緩和することで多くの老人クラブが存続し、活動を継続することができることから、本市だけでなくその他の自治体においても健康増進と介護予防の充実等に寄与するものと考えられる。</p> <p>○老人クラブの会員が30名を下回ると解散してしまう事例が見受けられる。また、30名という人数はハードルが高新規の立ち上げも進んでいない。</p> <p>○会員数減少には様々な要因が考えられるが、支給条件の緩和は会員数の減少の防止に一定の効果があると考えられる。</p> <p>○本市においても老人クラブ数及び会員数の減少傾向にあり、解散理由の主な理由の一つに「会員減少」が等々ある。老人クラブの解散により、地域におけるつながりが失われ、趣味やスポーツ活動などを通じて仲間間の交流の機会が損なわれることは、高齢者の社会参加や生きがいづくりの観点から好ましくない状況である。</p> <p>また、老人クラブ活動は介護予防に大いに貢献していることから、今後、団塊の世代が後期高齢者となる2025年に向けた地域包括ケアシステム構築の観点からも、補助対象老人クラブ会員数の基準緩和を行い、クラブ解散に歯止めをかけることが必要である。</p> <p>○当県では東日本大震災以降、H24年度分から国に申請の上、特例として補助対象会員数を「25名以上」としている。それでもなお、県全体の老人クラブ会員数は毎年減少し続けているため、補助対象会員数の下限の緩和は、今後不可欠であると考える。</p> <p>○当県では具体的な支障事例を把握していないが、老人クラブ数・会員数は減少傾向にあり、会員30人未満のクラブの中には、資金不足により活動が困難となっている団体もあると思われることから、補助対象会員数の下限を緩和することで、クラブ活動の活性化に一定の効果も期待できると思料される。</p> <p>○本市においても、ここ5年間で、H25 182クラブ、H26 178クラブ、H27 177クラブ、H28 176クラブ、H29 172クラブといったように老人クラブの減少が見受けられる。老人クラブの活動は、会員相互の親睦を図り、心身ともに健全な老後生活の充実と福祉の増進に寄与すると考えられるので、在宅福祉事業補助金における補助対象老人クラブの会員数の基準緩和が望まれる。</p> <p>○老人クラブは地域の高齢者を主体とした自主的な組織として、地域の健康づくりや介護予防等の担い手として重要な役割を持っているが、近年、本市では高齢者数が増加しているにもかかわらず、老人クラブ数及び会員数が減少している。今後高齢者が増加する中、老人クラブの存在はますます重要となる。まずは、補助対象数の下限を緩和することで、新規クラブ結成の障壁を低くして、クラブ数・会員数の増加を図ることが求められる。</p> <p>○本市における老人クラブの状況は下記のとおりであり、解散するクラブや30人未満のクラブが増加している。会員数の少ないクラブにも支援を行うことは、より多くの高齢者の生きがい・健康づくりを実現するため、会員数の基準緩和を求め、(参考)過去5年の年度末時点における老人クラブ数(カッコ内は全体に占める会員数が20～29人規模の老人クラブの割合) H29: 440クラブ(23.6%) H28: 448クラブ(22.0%) H27: 462クラブ(21.0%)</p> <p>○本県において(会員数30人以上)老人クラブの減少が続いており、また、県内では市町村単独事業で会員数30人未満の老人クラブに対して補助を行うなど、独自の取組を行っている自治体もある。今後、人数に拘らず地域の実情等にに応じた、柔軟な対応方法を検討していただきたい。</p> <p>○毎年、高齢化等により、クラブ数・会員数の減少が続いており、解散するクラブの主な理由は、会員数30人未満となったことによるものである。30人の規定を下回るクラブであっても、地域活動の重要な担い手として、活動していたり必要があると考えられる。</p> <p>○会員が減少し、30人を下回ったことから補助金がなくなったことにより、活動資金が不足し活動が継続出来ず、休止せざるを得なくなったクラブが発生した。当クラブ会員は各々の最善のクラブにバラバラに入会することになり、地域に根付いた活動に支援が出ている。一旦活動が止まると再活動するには労力や費用がかかることから解散を食い止める取り組みが重要である。</p> <p>○本県でも、適正クラブの基準を満たさないクラブが112クラブあり、これらは補助金の交付対象となっていない状況。適齢化や会員の高齢化によりクラブ会員数が減少傾向にある中、適正クラブの基準を満たさないクラブが増え、クラブ活動の運営においても運営費の確保が課題となっているため、適正クラブ会員の基準の緩和は必要だと考えている。</p> <p>○本市においてもクラブ数及び会員数の減少傾向にあり、解散理由の主な理由の一つに「会員減少」が等々ある。老人クラブの解散により、地域におけるつながりが失われ、趣味やスポーツ活動などを通じて仲間間の交流の機会が損なわれることは、高齢者の社会参加や生きがいづくりの観点から好ましくない状況である。</p> <p>○このような状況を踏まえ、運営参加加入全クラブの活動の活性化と会員確保を目的として、平成30年5月から生涯現役クラブ(生涯現役対象事業)にいきいきクラブ(団体ポイント)を新設し、地域活性化、美化活動、世間交流等の団体活動を通して良好な地域コミュニティの形成と生涯現役社会の取組を推進しているが、老人クラブの会員数の基準緩和などを行い、高齢者の団体運営に対する配慮と新規クラブの設置しやすい環境づくりなどの取組も必要と考えられる。</p> <p>○高齢者サービス口が増加する一方で老人クラブの数は減少し続けている。活動を維持できず解散するクラブが増加している。また、会員数の減少により補助要件を満たさない場合には、活動資金が不足するため老人クラブの解散に直結してしまう。</p> <p>○高齢化が進み、一人暮らしの高齢者や認知症高齢者が増加する中、地域における老人クラブの役割はますます重要になっているが、本県においても老人クラブの会員数、クラブ数、加入率は年々減少している。補助対象会員数の下限を緩和することにより、解散する老人クラブが減少し、地域の見守り等活動の継続などが期待できる。</p>	<p>○老人クラブ事業は、健康づくりや趣味・文化・芸能などのサークル活動等の高齢者自らの生きがいを高める「生活を豊かにする楽しい活動」と、在宅福祉を支える友愛活動や地域のボランティア活動、伝承、環境美化、提言・提案等に取り組み「地域を豊かにする社会活動」に大別される。老人クラブが行う多種多様な活動に対して助成を実施している。</p> <p>○多種多様な活動について、均衡をとりながら計画的かつ継続的に活動を実施するためには、一定程度の会員規模は必要と考えられることから、単に人数を緩和することが適当であるとは考えていない。</p> <p>○ご提案の内容については、現行規定においても「おおむね30人以上とする。ただし、山村、離島などの地理的条件、その他特別の事情がある場合は、この限りではない」とし、地域性による弾力的な運用を認めているところであるので、30人以上という基準を一律に適用することのないように、ただし書きの運用について、改めて、自治体職員を対象とした会議等において周知を図っていくことを検討してまいりたい。</p>

厚生労働省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)
	区分	分野								
280	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	児童養護施設における家庭支援専門相談員の充実に係る要件の見直し	定員30人未満の児童養護施設に家庭支援専門相談員を2人配置した場合には、2人分の保護単価が支給されるようにされたい。	本県の児童養護施設は、自施設の入所児童の支援のみならず、住民に身近な施設(県内の児童相談所が3か所であるのに対し、児童養護施設は10か所)として、児童虐待等に関わる家庭支援において重要な役割が期待される。 現に、被虐待児の8割から9割は施設に入所せず家庭で生活しており、在宅児童への支援が必要な状況である。 しかし、定数1人の家庭支援専門相談員だけでは、入所児童に加えて、地域の児童の個々の特性やその家庭環境に応じたきめ細やかな支援が十分に行えない状況にある。	加算要件の緩和により、定数1を超える家庭支援専門相談員の配置が促進されることにより、入所児童及び地域の児童の個々の特性やその家庭環境に応じたきめ細やかな支援の充実が期待される。 施設所在地域において支援を必要とする児童やその家庭に対して、児童養護施設での豊富な経験や知識を有する家庭支援専門相談員による、児童虐待の予防、見守り等の再発防止等の家庭支援が可能となり、地域全体の福祉の向上につながる。	児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について(平成11年4月30日厚生省発児第86号)	厚生労働省	九州地方知事会、日本創生のための将来世代応援知事同盟	九州地方知事会共同提案(事務局:大分県) 将来世代応援知事同盟共同提案(事務局:徳島県)
307	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	放課後健全育成事業に係る小規模児童クラブにおける補助基準額の見直し	「子ども・子育て支援交付金交付要綱」別紙「放課後児童健全育成事業」では、構成する児童の数ごとで補助基準額が定められており、児童数20人を境に大きな開きがある。 よって、児童数20人以上の場合の補助基準額を基準としつつ、19人以下の小規模児童クラブに対する補助基準額について、構成児童数が1～19人の間に、実情に応じた新たな積算区分を設けるなど、激変が緩和されるよう交付要綱を見直すこと。 (最も小規模となる児童クラブについては、現在、国において議論中の「職員配置基準の見直し」とあわせ解決を図る。) ・補助基準額の積算根拠を明示すること。 <参考> 児童数19人の場合: 2,797,000円 児童数20人の場合: 3,906,000円 (19人の積算には、「小規模放課後児童クラブ支援事業交付金」559,000円を含む)	○国の配置基準では、児童数が20人未満の小規模児童クラブであっても、20人以上の児童クラブと同様に常時2名の支援員を配置した運営体制が必須である。財政支援の格差から人員確保が困難である中、開所時間や開所日数に影響を及ぼさないよう、人員配置に多大な努力を要している。 (15人～19人の児童クラブ数:9クラブ/全193クラブ H29.4現在) ○現在、20人を若干数上回っているような放課後児童クラブが、少子化等の影響で年度中もしくは将来的に19人以下になった場合、大幅な運営費の減少となり、安定的な事業運営に支障をきたす。 (20人～25人の児童クラブ数:18クラブ/全193クラブ H29.4現在)	○放課後の子どもの居場所の確保は必要不可欠であり、その受け皿たる放課後児童クラブの安定的な運営体制の構築が可能となる。 ○人員確保や人員配置に費やしていた多大な時間と労力を、児童へのきめ細やかな対応に充てることが可能となり、児童に対する支援の充実(質の確保)が図られる。	「子ども・子育て支援交付金交付要綱」中、別紙「放課後児童健全育成事業」	内閣府、厚生労働省	指定都市市長会	

管理番号	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)
	団体名	支障事例	
280	石川県、山梨市、兵庫県	<p>○児童養護施設には入所児童がもう一度家庭で暮らしていけるよう家庭環境を調整する家庭支援専門相談員を配置しなければならないが、措置費制度上、定員30人未満の施設では2人目からの人件費は対象となっていない。現在、改正された児童福祉法では、児童養護施設には親子再統合のために必要な措置をとらなければならないことが新たに位置づけられたこともあり、ますます、家庭支援専門相談員の役割は重要となっている。</p>	<p>平成31年度予算案においては、ご要望の内容は盛り込んでいないが、「経済財政運営と改革の基本方針2018(平成30年6月15日閣議決定)」を踏まえつつ、必要となる財源と合わせて、他の改善事項とともに児童入所施設措置費等国庫負担金全体の中で次年度以降の予算編成過程において引き続き検討していく。</p>
307	旭川市、花巻市、福島県、ひたちなか市、上越市、山梨市、名古屋市、田原市、八尾市、山口県、高知県、北九州市、筑後市、松浦市、沖縄県	<p>○当市のある地域では、少子化が顕著であり、3年後にはクラブ利用児童が確実に20人を下回る状態で安定的な運営に不安を抱えている。運営にかかる費用の大部分は人件費であり、利用児童数が19人と20人では人件費はほぼ変わらないが、補助金では大きな差がある。年度途中で利用児童数が減少した場合、人件費が確保できず、安定的な運営ができなくなってしまう。また、利用児童数が20人に満たないことから充分な運営費が確保できず、未設置となっている場合には、補助が見直されることで、解消に資することができる。○放課後児童クラブには、20人未満の小規模児童クラブであっても、2人以上の支援員(1人を除き補助員で代替可)の配置が必要とされているため、交代要員を含めて人員の確保が困難な児童クラブもある。補助基準額の見直しができれば、より多くの人材を活用することができ、支援員の交代要員等人員の確保が容易になる。○児童と同様の態あり、解消が必要と考える。(定員20～25人のクラブ数:47クラブ/全177クラブ H30現在)(定員19名以下のクラブ数:8クラブ/全47クラブ H30現在)盛岡市では市の「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に基づいて、園の配置基準と同様の職員配置を求めている。(提案市と同様。)また、運営費の交付基準額も園基準と同額としている。(提案市と同様。)○園の配置基準では、児童数が20人未満の小規模児童クラブであっても、20人以上の児童クラブと同様に常時2名の支援員を配置した運営体制が必須である。財政支援の格差から人員確保が困難で、人員配置に多大な労力を要している。(15人～19人の児童クラブ数:3クラブ/全59クラブ H29.4現在)現在、20人を若干数上回っているような放課後児童クラブが、少子化等の影響で年度中もしくは将来的に19人以下になった場合、大幅な運営費の減少となり、安定的な事業運営に支障をきたす。(20人～25人の児童クラブ数:4クラブ/全59クラブ H29.4現在)○当市においても同様の事象があったことから、平成29年度から市庫補助による緩和措置を行っているが、園制度の改善が必要と考える。○当市においても少子化の影響で地域によっては急激に児童数が減少している状況にある。子どもの居場所、保護者の就労状況、児童の安全等を鑑みると小規模児童クラブへのさらなる支援が必要であると考える。○本市における民設民営の放課後児童クラブでも、児童数が20人未満の小規模児童クラブがあるが、提案市の事例と同様に、人件費については、他の児童クラブと同程度の支出を要するが、小規模児童クラブについては、運営費に充当できる保護者負担金も少額に留まるため、安定的な運営体制を確保するためには、財政的な支援が必要と考えられる。また、現在、40人を超える規模で活動している大規模児童クラブについては、クラブの分割等により適正な規模へ移行することが望まれているが、クラブの運営事業者からは、分割後に児童数の減少等が生じた場合の助成金の減少を懸念する声が生じており、分割に向けたインセンティブが働きにくくなっていると考えられる。(10人～19人の児童クラブ数:11クラブ、46人以上の児童クラブ数:19クラブ/全170クラブ H30.4現在)○本県においても、旧避難地域などでは放課後児童支援員等の確保が難しい中、利用児童20名前後で必要な職員数を整えて運営している児童クラブがある。また、児童クラブの運営費で補われる放課後児童支援員等の人件費は、運営費の補助基準額の割合の中でも多く占めていることから、今後の安定的な運営に必要な職員の確保という観点からも今後支援となりうるので、当該提案に賛同する。○子ども子育て支援交付金において定められている放課後児童健全育成事業の補助基本額は、利用児童数で規定されているところである。利用児童数が20人以上のクラブにおいては、児童数が1人増減することにより、25,000円～30,000円の補助金の変動となる一方、利用児童数が19人以下のクラブと利用児童数が20人以上のクラブにおいては、1,000,000円を超える補助金額の開きとなる。しかしながら、放課後児童支援員等の配置人数は、利用児童数が19人以下のクラブにおいて同一敷地内(他の事業所等がないことを含めて)業務ができない場合を除き、利用児童数にかかわらず一定の条件を満たさなければならないため、利用児童数が19人以下のクラブは人員体制の整備が困難となる。また、利用児童数によって補助金額が規定されるため、利用児童数が20人前後のクラブは、年度によって大幅に補助金額が変わる可能性もあり、支援員の雇用を含めた安定的な運営に苦慮する。したがって、利用児童数が20人以上のクラブと利用児童数が19人以下のクラブで大幅な補助金額の変動が出ないような補助金の規定の見直しを望ましいと考える。なお、本市の実態としても20人前後のクラブは存在しており、とある年度に20人いたクラブが次年度に19人になるといったことは十分に起こり得ることである。○市内にある全小学校区敷地内で、公設公営の放課後児童クラブ事業を実施するとともに、利用希望者の増やニーズの多様化に対応するため、届出に基づき民間事業者が設置し運営する民設民営の放課後児童クラブの活用を行っている。当該児童クラブについては、児童が20人未満の人数で運営し、経営状況が厳しいところも多く、小規模補助基準額が見直されれば、安定的な運営に繋がると思われる。○20人を境に基準額が大きく変わることは、事業者に運営上のリスクを与えることであり、見直す必要があると考える。○15人以上と20人を若干数上回るものは、運営上殆ど変わらないが、補助基準額は大きく乖離しており、安定的な運営のためにも、20人未満区分の細分化を望む。○本県では、本個別事業にかかる支障事例は承知していないが、利用人数の少ない中山間地域においても放課後の子どもの居場所の確保は必要不可欠であり、その受け皿たる放課後児童クラブの安定的な運営体制構築が可能となるよう、小規模児童クラブにおける補助基準額は見直されるべきと考える。○運営当初の児童クラブは入室児童数も少額なため、運営が軌道に乗るまでの補助が必要であり、継続した事業運営に財政支援が必要である。○本市の一部の学童保育所については、児童数が20人未満の小規模クラブであるが、20人以上のクラブと同様に常時2名の支援員を配置した運営体制が必要である。しかし、「子ども子育て支援交付金交付要綱」別紙「放課後児童健全育成事業」では、構成する児童の数で補助基準額が定められており、児童数20人を境に大きな開きがあるため、補助事業分のみでは運営費用が不足することから、現在、市単独施策により、人件費分を確保するための財源補填を行っている状況である。現在、20人を若干数上回っているような放課後児童クラブが、少子化等の影響で年度中もしくは将来的に19人以下になった場合、大幅な運営費の減少となり、安定的な事業運営に支障をきたすおそれもある。○平均利用児童数が20人未満の児童クラブであっても、職員配置基準上、常時2名以上の支援員等の配置が行われることから対象経費の実支出額と補助基準額において相当額の乖離が生じているため。○補助基準額の見直しにより、小規模の放課後児童クラブのより継続かつ安定的な運営が可能となる。</p>	<p>小規模な放課後児童クラブについても、職員2名を配置するための人件費等の経費を補助しているところである。放課後児童クラブの国庫補助基準額については、平成29年度より人件費の見直しを行い大幅な引き上げを実施しており、20名以上のクラブよりも小規模クラブの運営費の増額幅は大きくなっているところである。いずれにせよ、小規模児童クラブの運営に必要な経費については、引き続き、予算編成過程において検討してまいりたい。</p>

厚生労働省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)
	区分	分野								
318	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	介護報酬における中山間地域等における小規模事業所加算の加算については、対象が小規模事業所に限られているが、これを人口密度等の条件を勘案し、小規模事業所以外にも適用できるよう、加算要件の見直しを求めるもの	中山間地域においては、小規模な居住地及び集落が広範囲にわたっており、長距離や高低差の大きい集落間の移動・冬季における除雪(独居高齢者の玄関の雪かき等)など、負担がかかっているところである。この負担については事業所規模に比例して増しているものである。 中山間地域におけるサービス提供に関しては、中山間地域等に所在する小規模事業所がサービス提供を行う場合に加算があるほか、本来のサービス提供地域を超えて中山間地域等へサービス提供を行う場合にも加算が措置されているが、中山間地域等に所在する大規模事業所がサービスを提供する場合には加算が措置されておらず、上記の負担については事業所が負担しているのが現状である。 このように、大規模事業所に負担を強いている状態が続くことで、利用定員の減少・サービス提供範囲の見直しなど介護サービスの提供に支障を来すこととなるため、中山間地域等においても、人口密度等をふまえ一定の場合に大規模事業所でも加算が適用できるよう見直しを求めるもの。	大規模事業所の負担について人口密度等を踏まえ一定の場合に軽減することで、持続的にサービス提供を行える基盤の確保ができ、ひいては安定したサービスの提供により住民が自らの望む場所で生活することが可能となる。 また、特に人材確保が困難な中山間地域において、職員の処遇改善・広報戦略を積極的にを行い、事業を継続することができ、中山間地域に人を呼び込む一助となる。	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号)	厚生労働省	江府町	

管理 番号	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)
	団体名	支障事例	
318	田原市、出雲市	○過疎地・中山間地等人口が密集していない地域は移動距離(時間)が長く、サービス事業者の経営は大変困難になっているため、過疎地・中山間地の介護サービス事業者の状況を勘案した介護報酬に必要がある。	介護サービスの質を向上させるためには、介護サービス事業の安定的かつ効率的な経営が必要であるが、中山間地域等に所在する小規模事業所については、事業規模の拡大等による効率的な経営を図ることが困難であることから、加算により手当を行っているところである。 一方、大規模な事業所については、小規模な事業所に比べ、効率的な経営が行われていると考えられることから、当該加算の趣旨を踏まえ、大規模事業所を適用範囲を対象することは適当でないと考える。